

技術提案書提出に係る公示

技術提案書の提出を招請するので公示する。

1 公 示 日 平成22年7月6日(火)

2 公示責任者 日本下水道事業団 契約職 西日本本部長 尾 崎 昭 彦

3 担 当 部 署 住所 〒532-0012 大阪市淀川区木川東3-2-12
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 契約課
電話 06-6886-2521

4 業務概要等

(1) 公示NO 西計再 22-307

(2) 業務名 平成22年度 糸満市浄化センター再構築基本設計(長寿命化計画)等業務委託

(3) 業務内容 施設の再構築基本設計(長寿命化計画)等
(終末処理場 標準活性汚泥法 計画1日最大汚水量 25,800m³/日(今回対象汚水量
17,200m³/日、対象水処理施設 4池、対象汚泥処理施設 2系列))

(公募範囲)

①耐震性調査

基礎調査 一式

詳細診断 一式

②再構築基本設計(長寿命化計画)

長寿命化計画(基礎、詳細調査) 一式

長寿命化基本方針及び長寿命化計画等の策定 一式

ただし、公募範囲は予定であり、変更されることがある。

(今回対象)

①耐震性調査

基礎調査 一式

詳細診断 一式

②再構築基本設計(長寿命化計画)

長寿命化計画(基礎、詳細調査) 一式

(4) 業務委託期間

全体計画(予定) 平成22年度～平成23年度

今回対象履行期間 平成23年3月11日

(5) 業務地名 沖縄県糸満市地内

(6) 必要職種 土木・建築・機械・電気

5 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 参加資格

① 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号)第2条1号の規定に該当する者であること。

② 日本下水道事業団における建設コンサルタント業務等に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。

③ 会社更生法に基づく更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 建設コンサルタント業務等に関し、九州区域において、日本下水道事業団から、指名停止を受けていないこと。

(2) 技術提案書提出者の選定基準

① 保有する技術職員の状況

次の場合は選定基準を満たさないものとする。

ア. 技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上下水道一下水道」とするものに限る。）以下同じ。）の資格を有する者がいない場合

イ. 4の(6)の欄に記載された各専門職種毎の技術者（7年以上の業務に関する経験を有し、過去3年間に3箇所以上の業務に関する経験を有する者に限る。）を各1人以上保有していない場合

② 同種業務の実績

アの場合は選定基準を満たさないもの、イ、ウの場合は選定しないものとする。

ア. 過去5年間に同種業務の実績（下水道法に基づく実績）を有しない場合（当該業務における同種とは次の〈1〉及び〈2〉の業務をいう。）

〈1〉 下水道事業の終末処理場又はポンプ場（マンホールポンプを除く。以下同じ。）における再構築基本設計（実施計画）、再構築基本設計（長寿命化計画）、再構築基本設計（アセットマネジメント手法活用実施計画）又は改築実施計画

〈2〉 下水道事業の終末処理場又はポンプ場における耐震診断業務。

イ. 本業務種別における前年度の成績評定点が60点未満であり、又は、前々年度と同じ改善事項の併記がある場合（ただし、回数を限る。）

ウ. 当該年度に行った業務において成績評定通知の手続きが審査基準日以前に完了したものであって成績評定点が60点未満であり、又は前年度と同じ改善事項の併記がある場合（ただし、回数を限る。）

なお、平成21年度業務にかかる設計等成績評定通知書が通知されるまでは、前年度を平成20年度、前々年度を平成19年度と読み替える。

③ 当該業務の実施体制

次の場合は選定基準を満たさないものとする。

ア. 管理技術者が技術士の資格を有しない場合

イ. 4の(6)の欄に記載された必要職種の担当技術者が、技術士の資格を有しない場合、又は、3年以上の技術上の実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有する者をそれぞれの職種で配置できない場合

ウ. 照査技術者（技術士の資格を有する者、又は7年以上の実務経験を有する者。）をそれぞれの職種で配置できない場合

エ. 管理技術者及び担当技術者が、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として同種業務の実績を有しない場合

オ. 管理技術者又は主な担当技術者のいずれかが、手持ち業務量（契約金額200万円以上）が11件以上である場合。ただし、主な担当技術者とは次の職種を担当する者とする。

土木職、建築職、機械職、電気職

④ 技術職員の能力

次の場合は選定基準を満たさないものとする。

配置予定の管理技術者及び担当技術者の過去2年間の業務成績において、前年度に行った業務の業務成績で65点未満の業務があった者である場合

(3) 技術提案書の特定のための評価基準

① 会社の業務経歴及び同種業務の実績等

保有する技術職員の状況、過去5年間の同種業務の実績、過去2年間の評価平均点。

② 技術職員の経験及び能力

配置予定の管理技術者及び担当技術者の資格、過去5年間の同種業務経験及び契約金額200万円以上の手持ち業務、過去2年間の業務成績・その他表彰等を評価項目とし、過去2年間の業務成績においては両本部の成績を考慮する。

③ 業務実施方針及び手法

業務内容の理解度、業務実施方針の妥当性、提案の的確性・独創性・実現性、工程計画・動員計画の妥当性

なお、評価にあたっては、配置予定管理技術者にヒアリングを実施する場合がある。

6 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法 本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、参加表明書を作成し持参すること。郵送又は電送によるものは、受け付けない。

(2) 提出先 3に同じ。

(3) 提出期限 平成22年7月21日（水） 午後4時まで

7 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法 技術提案書の提出者は、技術提案書を作成し持参すること。
郵送又は電送によるものは、受け付けない。

(2) 提出先 3に同じ。

(3) 提出期限 平成22年7月21日（水） 午後4時まで

8 その他

(1) 詳細は説明を記載した書類を（財）下水道業務管理センター大阪支部で販売する。
この書類の郵送を希望する場合は（財）下水道業務管理センター大阪支部へFAXで申し込むこと。

住所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島6-1-1 新大阪プライムタワー20階
FAX 06-6886-1036 電話 06-6886-1033

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3に同じ。

(3) 本手続における技術提案書の提出者の選定、技術提案書の特定、その他の手続に不服がある者は、契約職に対して苦情の申立てを行うことができる。

(4) この公示に係る公募範囲（予定）の期間中の業務については、原則として配置予定管理技術者、担当技術者及び照査技術者を変更できない。

(5) この公示に係る業務に引き続き随意契約による契約を行う場合においては、当該配置予定管理技術者が前年度の業務範囲で改善すべき事項があった業務を行った者でないことを要する。

(6) 当該業務は、今後日本下水道事業団が公示する案件において管理技術者の手持ち業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が200万円未満の場合は、この限りではない。

(7) 当該業務のうち、次の職種に関する業務は、今後日本下水道事業団が公示する案件において担当技術者の手持ち業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が200万円未満の場合は、この限りではない。

土木職、建築職、機械職、電気職